

しょう しゃせいどかいかくすいしんほんぶ せっち
障がい者制度改革推進本部の設置について

へいせい21ねん12がつ8か
平成21年12月8日

か く ぎ けつてい
閣 議 決 定

- しょうがいしゃ けんり かんするじょうやく かしょう ていけつ ひつよう こく
1 障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国
ないほう せいび はじめ わがくに しょうがいしゃ かかるせいど
内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の
しゅうちゅうてき かいかく おこない かんけいぎょうせいきかんそうごかん きんみつ
集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な
れんけい かくほ しょうがいしゃしさく そうごうてき こうかてき
連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な
すいしん はかる ないかく しょう しゃせいどかいかくすいしんほんぶ いか
推進を図るため、内閣に障がい者制度改革推進本部（以下
ほんぶ せっち
「本部」という。）を設置する。
- ほんぶ こうせいいん つぎ ほんぶちょう ひつよう
2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要
みとめる かんけいしゃ しゅつせき もとめる
があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
ほんぶちょう ないかくそうりだいじん
本部長 内閣総理大臣
ふくほんぶちょう ないかくかんぼうちょうかん
副本部長 内閣官房長官
ないかくふとくめいたんとうだいじんしゃしょうがいしゃせさく
内閣府特命担当大臣（障害者施策）
ほんぶいん た こくむだいじん
本部員 他のすべての国務大臣
- ほんぶ どうめん5ねんかん しょうがいしゃ せいど かかるかいかく
3 本部は、当面5年間に障害者の制度に係る改革の
しゅうちゅうきかん いちづけ かいかく すいしん かんするそうごうちようせい
集中期間と位置付け、改革の推進に関する総合調整、

かいかくすいしん きほんてき ほうしん あん さくせいおよびすいしんならび
改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに
ほうれいとう しょうがい ひょうき ありがた かんするけんとうとう
法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を
おこなう
行う。

4 ほんぶちよう しょうがいしゃしさく すいしん かんするじこう いけん
本部長は、障害者施策の推進に関する事項について意見を
もとめる しょうがいしゃ しょうがいしゃ ふくし かんするじぎょう じゅうじ
求めるため、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事す
る者及び学識経験者等の参集を求めることができる。

5 ほんぶ しょむ かんけいぎょうせいきかん きょうりよく えて ないかくふ
本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府にお
いてしより
いて処理する。

6 ぜんかくこう さだめる ほんぶ うんえい かんするじこうその他
前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他
ひつよう じこう ほんぶちよう さだめる
必要な事項は、本部長が定める。

7 へいせい12ねん12がつ26にちかくぎけつてい せっち しょうがいしゃ
平成12年12月26日閣議決定により設置された障害者
しさくすいしんほんぶ いか きゅうほんぶ はいし きゅうほんぶ
施策推進本部(以下「旧本部」という。)は廃止し、これまで旧本部
けつてい じこう ほんぶ ひきつがれる
が決定した事項については、本部に引き継がれるものとする。